

## HIcom ファシリティサービス 利用規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第1条 (用語の定義)</p> <p>ファシリティサービス (ラックレンタル) 利用規約 (以下「本規約」といいます。) で用いる用語の定義は、当社が別途制定する「iDC サービス基本規約」(以下「基本規約」といいます。) の定めによるほか、次のとおりとします。</p> <p>(用語)</p> <p>HIcom ラックレンタルサービス</p> <p>オプションサービス</p> <p>HIcom ファシリティサービス (ラックレンタル) 申込書</p> <p>HIcom サービス開始通知書</p> <p>第2条 (本利用規約の適用)</p> <p>1 当社は、契約者に対し基本規約及び本規約 (以下あわせて「本利用規約」といいます。) に基づき、ファシリティサービスを提供します。また、サービス内容の細目については、サービス仕様書があります。</p> <p>第3条 (ファシリティサービスの提供内容)</p> <p>2 ファシリティサービスにおけるメニュー及び料金は、当社が別途定める「HIcom サービス価格表」に定めるとおりとします。</p> <p>4 当社がファシリティサービス (ラックレンタル) において提供する端末設備収容架、空調、電気設備等の不具合、欠陥等に起因して発生した損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>第1条 (用語の定義)</p> <p>ファシリティサービス利用規約 (以下「本規約」といいます。) で用いる用語の定義は、当社が別途制定する「サービス基本規約」(以下「基本規約」といいます。) の定めによるほか、次のとおりとします。</p> <p>(用語)</p> <p>(なし)</p> <p>(なし)</p> <p>ハウジングサービス申込書</p> <p>サービス確認書</p> <p>第2条 (本利用規約の適用)</p> <p>1 当社は、契約者に対し基本規約及び本規約 (以下あわせて「本利用規約」といいます。) に基づきファシリティサービスを提供します。</p> <p>第3条 (ファシリティサービスの提供内容)</p> <p>2 ファシリティサービスにおけるメニュー及び料金は、当社が別途定める「ファシリティサービスメニュー表」及び「ファシリティサービス料金表」に定めるとおりとします。</p> <p>4 当社がファシリティサービスにおいて提供する端末設備収容架、空調、電気設備等の不具合、欠陥等に起因して発生した損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は一切の責任を負いません。</p>	

## HIcom ファシリティサービス 利用規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第4条 (サービス単位)</p> <p>1 基本規約第6条(契約期間)第1項におけるファシリティサービス(ラックレンタル)のサービス単位は、ラックごととします。</p> <p>第5条 (最低利用期間)</p> <p>1 基本規約第6条(契約期間)第2項におけるファシリティサービス(ラックレンタル)のサービス単位ごとの最低利用期間は1年間とし、その期間の起算日は「通知書」のサービス提供開始日に基づくものとします。</p> <p>第6条 (契約者の義務と責任)</p> <p>2 契約者は、当社から提供されたファシリティサービス(ラックレンタル)について、自己の責任をもって管理、運用等を行う義務を負います。また、契約者はこれを怠ったことに起因するすべての損害について、責任を負わなければなりません。</p> <p>3 契約者は、故意、過失を問わず、また利用契約終了の前後を問わず、ファシリティサービス(ラックレンタル)の利用にあたり知り得たファシリティサービス(ラックレンタル)のノウハウ、アイデア等に関するすべての情報を第三者に対し開示又は漏洩してはなりません。</p> <p>第7条 (利用料の支払と改定)</p> <p>1 契約者は当社が示すサービス価格表に基づき、請求書に記載された利用料を当社に対して支払う。</p> <p>2 基本契約第30条(利用料の改定)に記載されている事由のほか、契約者は利用料金における電気料金の占める割合が大きいことから、電力会社による電気料金の改定が行われた場合、利用料金の改定に反映させることを予め承諾するものとします。当社は契約者と協議の上、新たな利用料金について再度見積を行い契約者と合意のもと、本サービスの利用料金を改定いたします。</p>	<p>第4条 (サービス単位)</p> <p>1 基本規約第6条(契約期間)第1項におけるファシリティサービスのサービス単位は、ラックごととします。</p> <p>第5条 (最低利用期間)</p> <p>1 基本規約第6条(契約期間)第2項におけるファシリティサービスのサービス単位ごとの最低利用期間は1年間とし、その期間の起算日は「サービス確認書」のサービス提供開始日に基づくものとします。</p> <p>第6条 (契約者の義務と責任)</p> <p>2 契約者は、当社から提供されたファシリティサービスについて、自己の責任をもって管理、運用等を行う義務を負います。また、契約者はこれを怠ったことに起因するすべての損害について、責任を負わなければなりません。</p> <p>3 契約者は、故意、過失を問わず、また利用契約終了の前後を問わず、ファシリティサービスの利用にあたり知り得たファシリティサービスのノウハウ、アイデア等に関するすべての情報を第三者に対し開示又は漏洩してはなりません。</p> <p>(なし)</p>	

## HIcom ファシリティサービス 利用規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第8条 (当社が行う利用契約の解除)</p> <p>第9条 (契約者の機器等の撤去)</p> <p>1 本契約が解除又は期間満了により終了する場合、契約者は、本契約終了の日までに、契約者の設置する機器等を当社が提供しているスペースから撤去するものとし、当該設置スペースを本サービス提供開始時の原状に回復するものとし、その撤去及び原状復旧にかかる費用の全てを契約者が負担するものとし、</p> <p>2 本契約終了の日から1週間以内に、契約者が契約者の設置する機器等を撤去せず、原状回復しない場合、契約者は当該機器等の所有権を放棄し、当社が自由に処分することを承諾するものとし、</p>	<p>第7条 (当社が行う利用契約の解除)</p> <p>(なし)</p>	